郡山市サーベイメータ貸出要綱

平成24年１月19日制定

平成25年２月21日一部改正

［生活環境部原子力災害総合対策課］

（目的）

第１条　この要綱は、空間線量計（以下「サーベイメータ」という。）を市民に貸し出すことにより、自らが放射線量を確認することによる市民の不安の解消及び除染活動の推進を図ることを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　サーベイメータの貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第３号に掲げる者を除き、未成年者を除く。）とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) その他市長が認めた者

（借用申込み）

第３条　サーベイメータの貸出しを受けようとする者は、サーベイメータ借用申込書兼同意書（第１号様式。以下「借用申込書」という。）を市長へ提出しなければならない。

（貸出し）

第４条　市長は、借用申込書を受理した場合には、これを審査し、適正であると認めるときは、サーベイメータを貸し出すものとする。

２　サーベイメータの貸出台数は、１件の申込みにつき１台とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（費用の負担）

第５条　サーベイメータの貸出しに係る費用（電池その他の消耗品に要する費用を含む。）は無料とする。

（借受者の責務）

第６条　サーベイメータの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、サーベイメータを返却するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、サーベイメータの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サーベイメータの取扱説明書その他の関係資料に沿って適切に使用すること。

(2) サーベイメータを目的外に使用しないこと。

(3) サーベイメータを処分又は転貸しないこと。

(4) その他市長が必要と定めること。

（賠償責任等）

第７条　借受者は、故意又は過失によってサーベイメータを紛失し、又は破損させた場合には、サーベイメータ紛失等届出書（第２号様式）を市長に提出するとともに、サーベイメータを原状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の事由があると認める場合には、この限りでない。

（返却）

第８条　借受者は、借受日から起算して８日以内にサーベイメータを返却しなければならない。
２　郡山市の休日を定める条例（平成２年郡山市条例第７号）第２条の規定は、前項の規定による返却の期限について準用する。

（未返却者への対応）

第９条　市長は、借受者が前条の規定による返却の期限から３日を経過してもサーベイメータを返却しない場合は、督促状を発するものとする。
２　市長は、前項の規定による督促状により指定された期限までに借受者が返却しない場合は、サーベイメータの実費相当額を借受者に請求するものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、サーベイメータの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成24年１月19日）

この要綱は、平成24年１月23日から施行する。

附　則（平成25年２月21日）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

第１号様式（その１）（第３条関係）

予約番号	－

サーベイメータ借用申込書兼同意書

郡　山　市　長

私は、下記の貸出条件を遵守し、サーベイメータの借用を申込みます。
(太枠内を記載して下さい。)

申請日		平成　　年　　月　　日		返却予定日	平成　　年　　月　　日
申請者	住所	①住民票の住所	〒		
		②　現　住　所	〒　　（①に同じ場合は同上）		
	氏名			電話番号	(自宅)
					(携帯)
貸出条件	・返却期限を厳守し、借用を受けた窓口まで返却すること。 ・取扱説明書に沿って適切に使用すること。 ・サーベイメータを処分又は転貸しないこと。 ・サーベイメータを故意又は過失により紛失、破損又は汚損した場合は、実費相当額を弁償すること。				

事務処理欄

本人確認	☐ 運転免許証　☐保険証　☐住基カード ☐ その他（　　　　　　）		確認者	
シリアル番号		貸出前検査	☐（備考　　　　）	
貸　出　日	平成　　年　　月　　日	返　却　日	平成　　年　　月　　日	
返却時検査	良　・　不良　(状況：　　　　　)		検査員	

第１号様式（その２）（第３条関係）

予約番号	－

サーベイメータ借用申込書兼同意書

郡　山　市　長

私は、下記の貸出条件を遵守し、サーベイメータの借用を申込みます。
(太枠内を記載して下さい。)

申　請　日		平成　　年　　月　　日		返却予定日	平成　　年　　月　　日
申請者	名　　称				
	所 在 地	〒			
	代 表 者			電話番号	(事業場又は事務所)
貸出条件	・返却期限を厳守し、借用を受けた窓口まで返却すること。 ・取扱説明書に沿って適切に使用すること。 ・サーベイメータを処分又は転貸しないこと。 ・サーベイメータを故意又は過失により紛失、破損又は汚損した場合は、実費相当額を弁償すること。				

事務処理欄

代表者確認	□ 運転免許証　□保険証　□住基カード □ その他（　　　　　　　　　　）		確認者	
シリアル番号		貸出前検査	□（備考　　　　　　）	
貸　出　日	平成　　年　　月　　日	返　却　日	平成　　年　　月　　日	
返却時検査	良　・　不良　(状況：　　　　　　）		検査員	

第２号様式（第７条関係）

サーベイメータ紛失等届出書

年　　　月　　　日

郡　山　市　長

申請者	住　　　所	〒
	氏　　　名	
	電 話 番 号	

サーベイメータを（　紛失　・　破損　）したので、次のとおり届出します。

紛失・破損等年月日	年　　　月　　　日
紛失・破損等の状況	

※紛失・破損等の状況欄には、紛失・破損等に至った経過を詳細に記載すること。

※紛失の場合は最寄りの交番・警察署に紛失届を提出し、「紛失・破損等の状況」欄に、届出日・届出した交番・警察署名を併せて記載して下さい。